固定資産税の手続きは忘れずに

間資産税課 賦課・証明担当(配6384·1245) 土地担当(配6384·1246) **家屋担当**(配6384・1247) いずれも(配6368・7344)

1月31日 川までに手続きを

償却資産の申告 市内で事業を営む法人や個人は、 1月1日現在で所有している償却資産の取得時期や 取得価格などを、賦課・証明担当へ申告してくださ い。対事業用の構築物、各種機械装置、器具、備 品などの有形減価償却資産。土地や家屋、自動車 税・軽自動車税の対象車両は除く。間賦課・証明

住宅用地などの申告 1月1日現在で土地を所有し、 昨年中に土地の用途を住宅用地に変更した人は、土 地担当へ申告してください。また、1月1日現在、次 のいずれかに該当し、一定の要件を満たしている場 合は、令和4年度から固定資産税などが減額されま す。要申請。◇土地を道路として利用している。◇ 共同住宅団地内にある共有の土地の一部を遊園とし て利用している。◇都市計画施設の予定地である。 ◇集会所やごみ集積所を所有している。間土地担

家屋の申告について 昨年中に家屋の新築、増築や 取り壊し、店舗から居宅への用途変更などを行い、 登記をしていない場合は、家屋担当へ申告してくだ さい。固家屋担当。

固定資産税の減額制度

■住宅の改修

いずれも
田工事完了後、3か月以内に所定の用 紙を家屋担当へず。間家屋担当。

バリアフリー改修 自己負担額が50万円超の工 事を令和4年3月31日までに行った場合、翌年度 分の家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額。1 戸当たり100㎡分まで。耐震改修減額の適用を受 けている期間は不可。**▶対象物件**次のすべての要 件を満たす住宅。◇65歳以上の人、要介護・要 支援認定を受けている人、障がい者のいずれかの 人が居住している。◇築10年以上で、床面積が 50~280㎡。賃貸住宅は除く。▶対象工事廊下 の拡幅や階段のこう配の緩和、浴室の改良、トイ レの改良、手すりの取り付け、床の段差解消、引 き戸への取り替え、床の滑り止め化。

省エネ改修 省エネ基準に適合する自己負担額が 50万円超の工事を令和4年3月31日までに行った 場合、翌年度分の家屋に係る固定資産税額の3分 の1(長期優良住宅の認定を受けて改修した場合 は3分の2)を減額。1戸当たり120㎡分まで。耐 震改修減額の適用を受けている期間は不可。▶対 象物件平成20年1月1日以前に建築された床面積 が50~280㎡の住宅。分譲マンションなどの共 有部分の工事は対象外。▶対象工事窓の複層ガラ スや二重サッシ化など、窓の改修と合わせて行う 床・天井・壁の断熱改修。

耐震改修 耐震基準に適合する自己負担が50万 円超の工事を令和4年3月31日までに行った場合、 翌年度分(通行障害既存耐震不適格建築物は翌年 度から2年間)の家屋に係る固定資産税額の2分の 1(長期優良住宅の認定を受けて改修した場合は3 分の2)を減額。1戸当たり120m分まで。▶対象 物件昭和57年1月1日以前に建築された住宅。

■認定長期優良住宅

認定長期優良住宅を令和4年3月31日までに新 築した場合、家屋に係る固定資産税額の2分の1 を新築後5年間減額。3階建て以上の耐火住宅・準 耐火住宅は7年間。1戸当たり120㎡まで。▶対象 物件居住部分の床面積が50~280㎡。一戸建て以 外の賃貸住宅は40~280㎡。店舗付住宅などの 併用住宅は居住部分が2分の1以上必要。 目所定 の用紙と認定通知書の写しを、新築した翌年の1 月末までに家屋担当へ。

■東日本大震災の被災者への特例措置

次のいずれかに該当する場合は、固定資産税と 都市計画税の特例措置を受けることができます。 ◇同震災により滅失・損壊した住宅の土地か家屋 の所有者などが、令和8年3月31日までに、代替 の土地や家屋を取得した場合。◇原子力災害の影 響で居住困難区域内にあった住宅の土地か家屋の 所有者などが、居住困難区域の指定が解除されて から3か月(新築は1年)以内に取得した場合。間 家屋扣当。

国民健康保険のお知らせ

問国民健康保険課

 $(\text{TEI}|6384 \cdot 1240\text{FAX}|6368 \cdot 7347)$

納付額確認書を送付

令和3年1月~12月に納付した国民健康保険料 の納付額確認書を1月下旬に送ります。後期高齢 者医療保険料の納付額確認書は希望者のみに交付 します。交付希望は直接か電話で同課へ。

土日・夜間窓□相談

同課で国民健康保険料の相談・納付ができま す。

土日相談 関1月8日出、9日日、2月5日出、6日 (日)、3月5日(土)、6日(日)午前10時~午後4時。

夜間相談 間1月27日は、2月24日は、3月31日 休午後8時まで。

高額療養費外来診療分の申請を

令和3年7月末時点で、70歳以上の2割か1割負 担の人のうち、令和2年8月~令和3年7月の外来 診療費の合計が年間上限額14万4000円を超えた 場合は超過額を支給します。該当者には1月中に 案内通知と申請書を送ります。間同課か大阪府 後期高齢者医療広域連合(配4790・2031)。

吹田税務署からのお知らせ

間吹田税務署(配6330・3911)か 市民税課(配6384·1248配6368·7344)

自宅などからe-Taxで申告を

令和3年分の確定申告は、国税庁ホームページ からe-Tax (パソコン・スマホ申告)を利用してく ださい。申告書の作成が簡単、待ち時間がないな どのメリットがあり、自宅でゆっくり作成するこ

とができます。e-Taxの利用には マイナンバーカードか、税務署で 発行できるIDとパスワードが必 要なため、早めに準備をお願いし ます。



国税庁 ホームページ

吹田税務署の駐車場が閉鎖します

間1月21日 金~3月18日 金。利用できる駐輪場も 限られています。公共交通機関を利用してくださ (1_o



18歳以下の児童がいる世帯に 臨時特別給付金を支給

問子育て給付課

 $(\mathbb{R} 6384 \cdot 1470 \mathbb{R} 6368 \cdot 7349)$

新型コロナウイルス感染症の長期化により影響 を受ける子育で世帯に対し、給付金を支給しま す。市からの児童手当本則給付受給世帯は申請が 不要です。

世帯の児童が、平成15年4月2日 ~平成18年4月1日に生まれた人の みの場合などは申請が必要です。 詳しくは市ホームページへ。



市ホームページ

令和4年度から改正 個人住民稅

固市民税課(配6384・1248**M**6368・7344)

住宅ローン控除の特例の延長

控除期間が13年となる特例措置において、入 居日の対象期間が令和4年12月31日まで延長さ れます。ただし、契約時期などに条件があります。

セルフメディケーション税制の延長

健康の保持促進や疾病の予防に関する一定の取 り組みを行っている人が、対象医薬品を一定額購 入したときに所得控除を受けられる期間が令和8 年12月31日まで延長されます。

特定配当などの申告手続きの簡素化

住民税において、「特定配当等(及び特定株式譲 渡所得金額に係る所得)の全部 について源泉分離 課税(申告不要)とする場合に、原則確定申告書の 提出だけで手続きが完結できるよう、確定申告書 に附記事項が追加されます。

詳しい制度内容や条件は市ホー ムページを確認してください。



市ホームページ